平成２５年（フ）第３７８号
東京都町田市木曽東２丁目11番36―112号
債務者　渡辺　拓己
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９４号
東京都青梅市今井１丁目30番地の１
債務者　宮内　俊一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
東京都東村山市久米川町５丁目１番地４スカイピア東村山105
債務者　高田　　茂
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８３２号
神奈川県相模原市緑区下九沢1381―１　第15明智ビル203
債務者　湯本　照代
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８８４号
東京都江戸川区江戸川２丁目５―72
債務者　中平　智広
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９８号
静岡県藤枝市田沼２丁目５番９号
債務者　星　　博高
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
沖縄県宜野湾市新城１丁目４番15―203号
パラシオ　デ　ヤラ
債務者　葛　　逸青
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２８号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1384　グラン・ソレイユＡ―101号、前住所千葉県千葉市若葉区高品町1589番地６　日神パレステージ高品公園510号
債務者　鈴木　綾子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市東栄１丁目４番15号　日幸ハイツ201号
債務者　吉田　涼太
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第６８２３号
東京都江戸川区江戸川２丁目13　第１コーポ菊２Ｆ
債務者　柚口　康一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６号
東京都多摩市連光寺１丁目７番地の11モンシャトーミユキＡ102
債務者　笹目とよ子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８５３号
東京都葛飾区西亀有４丁目22―４―104
債務者　松島　幸司
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５９６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　柴田　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２５年（フ）第６号
兵庫県丹波市山南町北和田184番地
破産者　西脇ゑみ子
1　決定年月日　平成25年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
茨城県日立市東大沼町４丁目31番14号、旧住所東京都目黒区中根２丁目９番21号プリマヴェール都立大301
破産者　長嶋美紀子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２８号
茨城県日立市東大沼町１丁目13番33―203号
破産者　阿部　恵美
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳2116番地
破産者　小林　利子
1　決定年月日　平成25年６月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部